

浪江町中心市街地再生計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 甚大な被害をもたらした東日本大震災からの早期復興と将来に向けた希望の持てるまちづくりを目指し、従来から歴史、文化、交流の拠点である中心市街地の再生計画策定にあたり、広く意見を聴取するため、浪江町中心市街地再生計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1)町民

(2)学識経験のある者

(3)各種団体の役員等

(4)その他、特に町長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該計画の策定完了までとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じ、委員会に構成員以外のものの出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、まちづくり整備課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月26日から施行する。